

(仮称)滋賀県成長産業の振興に関する条例(骨子案)

地方創生・公共交通対策特別委員会 資料
令和7年(2025年)9月1日
議会事務局政策調査課

1 前文

- 滋賀県は、製造業を中心としたモノづくり県として発展してきたが、近年は、産業用地の不足等により企業立地を進める上で課題がある
- 成長産業は地域経済の活性化および就業の機会の創出が期待できることから、成長産業の振興に力点を置いた企業立地の促進が必要
- また、成長産業の基盤となる人材の育成および確保ならびに研究開発の推進を図ることにより、本県における成長産業の振興をより効果的に図ることが必要

2 目的

成長産業の振興
→ 県民生活の向上および地域経済の健全な発展

3 定義

成長産業: 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を主として利用して行う事業のうち、新たな事業の創出および就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものが属する業種
大学等: 大学、短期大学および高等専門学校

4 基本理念

- 本県の特性を生かした産業競争力の強化
- 国、県、市町、成長産業の事業者、大学等および県民の適切な役割分担、連携・協力

5 責務・役割

責務

- 県: ○ 成長産業の振興に関する施策を迅速かつ総合的に策定・実施
○ 国、市町、成長産業の事業者、大学等および県民との連携・協力

役割

成長産業の事業者: 経済的社会的環境の変化に応じた事業発展
大学等: 人材の育成・研究・成果の普及

6 基本的施策

① 企業立地の促進

- 情報収集、情報提供、相談体制整備等
- 法令の制限がある場合等を除き必要な土地確保に向けた支援

② 研究開発の促進

- 関係者の連携の強化の促進等
- 事業化に向けた資金供給の円滑化等
- 必要な情報等の提供

③ 人材の確保・育成

- 関係者の交流の機会の提供等
- 必要な情報の提供

④ 学習の振興・啓発

- 小、中、高校等の学校教育・社会教育における学習の振興・啓発等

7 その他

施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じる。

8 施行日

公布の日(令和8年3月下旬)の予定